

## 福島県動物救護活動に参加して

兵庫県動物愛護センター三木支所 三谷 雅夫



シェルター内部



保護時の状況



動物のスクリーニング



被災地の様子

兵庫県では、3月11日に発生した東日本大震災により被災した動物の救護活動を支援するため、6月13日から8月22日まで、1週間交替で各班3名の職員を福島県に派遣することとしました。その第1班として、6月13日から19日まで福島県動物救護本部に派遣されましたので、その概要を報告します。

第1班は、支援作業に使用する車両を搬送する必要があるため、6月13日の早朝に尼崎市内を出発し、中国道・名神高速・北陸道・磐越道・東北道を経由し、当日の20時ごろ福島県庁に到着しました。時間にして12時間、距離にして800kmの移動でした。

現地での活動は、主には、警戒区域(20km圏内 住民の立入りは禁止)への住民の一時立入りにあわせて、住民が保護した犬とねこを警戒区域外に搬送し、シェルター(動物の一時保護施設)に収容するという作業を行いました。この作業は、原子力災害対策特別措置法に基づき、粛々と行われていましたが、実際に被災地に入ってその惨状を目の当たりにすると言葉が失う有様でした。

また、一時立入りが実施されない日には、シェルターの管理作業の支援を行いました。シェルターでは、限られた施設と人手で懸命に動物の世話をされていましたが、収容される動物は多数であり、動物のQOL(生活の質)を十分に確保するのが困難な状況にありました。これは、避難を強制されている住民は、早期に帰宅できることを期待しており、現時点で、継続飼育を断念し新しい飼い主への譲渡を希望するかの判断を迫ることが出来ないという、原発事故特有の事情もあり、新しい飼い主への譲渡が進んでいないことにも原因があると思われます。また、被災の範囲が広く、元の飼い主への返還も思うように進んでいません。

以上が、第1班として派遣された、6月中旬の状況ですが、この原稿を書いている8月上旬においては、シェルターへのペット関連企業からのボランティアの継続的派遣や一般ボランティアの公募も始まっており、シェルターの人手不足や収容動物のQOLは徐々に改善されているとのことでした。

まだまだ、万全とは言えないようですが、福島県庁の担当職員は、新たに牛肉や米の汚染という問題も抱え大変な状況が続くなか、第2シェルターの開設やシェルターの運営方法の改善に努力されています。

以上が、派遣の概要ですが、あくまで我々の活動は支援であり、今回の災害における動物救護のあり方については、福島県のみなさんが官民一体となって決定していくべきことであると考えます。

翻って、我々の地域でも東海地震、東南海地震、南海地震等の発生がとりざたされています。そのことを考えた時、まず、今すぐに各家庭で出来ることとしては、ケージや当座のフード等の避難用品の準備です。

また、大規模災害に遭った被災者の生活の場は、避難所から仮設住宅そして復興住宅へと移っていくわけですが、みなさんの大切なペットのことを考えた時、もっとも良い形は「同行避難」ではないかと考えています。同行避難が可能かどうかは、避難所や仮設住宅等の受け入れ側の要因が大きいわけですが、一方、飼い主とペット側の要因も大切です。攻撃性や鳴き声、排泄の習慣などで他人に迷惑をかけるようであれば、同行避難という選択は無くなってしまいます。同行避難する、親戚・友人等に預ける、あるいはシェルターに預ける・・・いずれのケースにあっても、重要なのは、動物の社会性の確保(他の動物や人、環境の変化等に過剰な反応をせず、気質的に「おっとり」していること)としつけ(オスワリ、フセ、マテ、鳴き声を制止出来る、ケージでおとなしく出来る)という事だと思えます。また、あまり多数の動物を飼育しないように心掛けることも重要だと考えています。

最後に、この度の東日本大震災で被災された皆様から心からお見舞い申し上げるとともに、まだまだ先の見えない動物救護活動に日々、ご尽力されている関係者の皆様に敬意を表して、報告を終わりたいと思います。